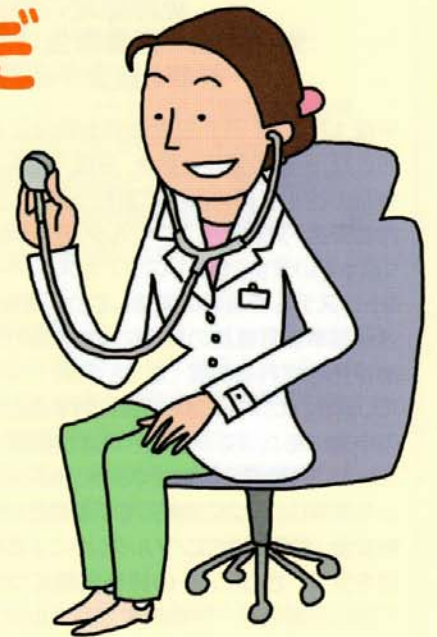


減らせてよかった!
職場のリスク



元気でよかった!
心とからだ



頼んでよかった!
労働安全コンサルタント
労働衛生コンサルタント

事業場の安全衛生改善計画作成には、
労働安全衛生法第 80 条に基づく
労働安全・労働衛生コンサルタントによる
安全衛生診断を受けることが最も効果的です。

労働安全・労働衛生コンサルタントは、国が行うハイレベルの試験に合格し、登録を受けた安全衛生の専門家です。安全衛生診断を行い、安全衛生改善計画作成その他の安全衛生指導を行うのが主な職務です。安全衛生についての高度の専門技術を有していますので、皆様方の良いご相談相手になれると存じます。ぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

厚生労働大臣・指定登録機関登録

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

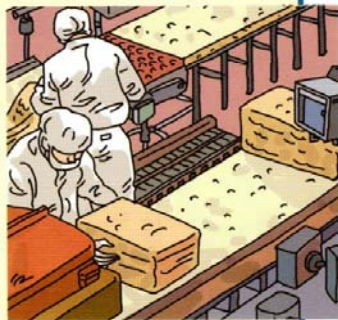
こんな時に 労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタントの活用を!

- 労働災害が発生したとき
- 安全衛生管理特別指導事業場の指定を受けたとき
- 計画の届出をするとき
- 労働安全衛生マネジメントシステムを導入するとき
- 機械設備や化学物質のリスクアセスメントを行うとき
- 機械設備や作業環境の改善を行うとき
- 安全衛生講演や安全衛生教育の講師が必要なとき
- 安全衛生管理規程や作業手順の作成をするとき
- 安全衛生管理活動を活発にしようとするとき
- 健康診断や作業環境測定に関すること

労働安全衛生法の改正により、 認定事業者は計画の届出が 免除されます!

免除認定の申請には、
労働安全・労働衛生コンサルタントによる
評価と監査が必要となります

平成17年11月2日労働安全衛生法等の一部を改正する法律が公布され、一部の規定を除き、平成18年4月1日から施行されました。今回の改正法律の施行にあたっては、労働安全衛生の専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントの活動に期待する部分が非常に多くなっています。特にリスクアセスメントを含む労働安全衛生マネジメントシステムを適切に実施している事業所（建設業の場合は店社）が労働基準監督署長の認定により計画の届出が免除される制度（法88条第1項ただし書き）については、署長に対する認定の申請にあたって、事業所又は建設業の店社が、労働安全衛生マネジメントシステムを構築し、適切に実施していることを労働安全・労働衛生コンサルタントによる評価を受け、さらに、その評価結果について別の労働安全・労働衛生コンサルタントの監査を受けることが必要となります。



労働安全コンサルタント 労働衛生コンサルタント を活用すると、こんな メリット が生まれます

社内では得がたい安全衛生の専門家の指導を受けることができます。

機械のフェールセーフ化など専門的な安全技術指導を受けることができます。

社内では気がつかない安全衛生上の問題点を明らかにし、有効かつ効果的な方法を教えてくれます。

必要なときに、必要な事項について頼むことができるので、人件費の節約になります。

経営に役立つ安全衛生管理を教えてくれます。

CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは?

労働安全・労働衛生コンサルタントは労働安全衛生法に定められた厚生労働大臣の行う国家試験に合格し、労働安全・労働衛生コンサルタント名簿に登録された安全衛生の高度の専門家です。

グローバル化の今、世界に通用する専門家としても、さらに一層研鑽を積むことが必要とされています。CSP労働安全コンサルタント、COH/CIH労働衛生コンサルタントとは当会の推進している労働安全・労働衛生コンサルタント生涯研修制度において、その分野の専門家の証として評価された称号です。

労働安全・労働衛生コンサルタントであって生涯研修記録(CPD)が一定以上のレベルを取得し、継続的に研鑽を積んでいると認定された

労働安全・労働衛生コンサルタントにその称号の使用が許可されています。専門的事項の依頼の際、参考にさせていただきます。

CSP労働安全コンサルタント
*CSP (Certified Safety Professional Consultant)

COH労働衛生コンサルタント (保健衛生)
*COH (Certified Occupational Health Consultant)

CIH労働衛生コンサルタント (労働衛生工学)
*CIH (Certified Industrial Hygiene Consultant)

こうして進めたリスクアセスメント

A警備会社は、常時、約100人の労働者を雇用して、主に交通警備、施設警備、機械警備の業務を行ってきましたが、幸い、創業以来大きな労働災害が発生することはありませんでした。しかし、警備業の特性上、時と場合によっては「自らの危険を顧みず職務を遂行しなければならない状況」が発生しかねません。この事業場では、先年、労働安全衛生法が改正されて、事業者には「リスクアセスメント」（以下「RA」といいます）の実施に関する努力義務が課せられたことは承知していましたが、「RAとは何か」ということの意味が理解できない状態が続いていました。そこで「警備員の健康と安全を確保」するために労働安全コンサルタントによる「RA」の指導を受けることとなりました。



診断・指導にあたって

依頼を受けた労働安全コンサルタントは、A社の担当者との打ち合わせに臨み、RAの導入をことさら難しく考えすぎないように、平易な解釈として、次のことを提言しました。

- ① 警備業務で「発生（した）しそうな危険」のある場面を予め調査すること
 - ② その場合、起こりうる災害の程度及び発生の可能性を警備員自らが自分のこととして考えること
 - ③ それにより「危険の大きさ（リスクの程度）」を把握して、作業前に、そのリスクの低減対策を考え、実施すること
- この提案に対して担当者は「私も横文字は苦手です。リスク（Risk）」という言葉自体を難しく考えていましたが、これなら警備員にもわかるような気がします。」と、表情にも新たなやる気を感じられました。

診断・指導の内容

現場の警備員が理解しやすくするために「RA」を「危険の大きさ」と言い換える等の工夫を凝らすとともに、ヒヤリ・ハット（以下「HH」といいます）から予想される危険を列挙し、その発生時の危険の程度と発



生の可能性を「○ △ ×」に分類しました。例えば、発生の可能性であれば、「×」：頻りに発生、△：時々発生、○：たまに発生」といったようにしました。

改善の効果

診断・指導で述べましたとおり、HHをRAに展開した結果、リスクの優先順位とその低減対策を明確にすることができて、現場巡視の際の指導項目となるとともに、現場警備員と指導監督者の双方がリスクとその対策を共有することで、双方方向のコミュニケーションが円滑になりました。

（RAに取り組んだ関係者の声）

- RAとは、警備実施前に想定されるリスクを「○・△・×」に分類することであり、高リスクと判断された案件のリスク低減対策を考えることだということ学びました。
- HHからRAは、労災事故防止の決め手と感じています。
- RAは、法令の上では努力義務だが実施しなければならない義務と思います。

その後、A社での取組みは「全国産業安全衛生大会」で発表されましたし、業界の情報誌でも取り上げられています。

労働安全衛生マネジメントシステム(OSHMS)についてのご相談は 労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタントに

労働安全衛生マネジメントシステム（OSHMS）は労働災害の防止に役立ち、職場のリスクを減少させるものでなくてはなりません。

このためには、システムとパフォーマンスの双方について専門家である労働安全・労働衛生コンサルタントが最適です。

構築指導、リスクアセスメント、内部監査、外部評価などなんなりとご下命下さい。

守秘義務

労働安全・労働衛生コンサルタントには、法律により守秘義務がありますので、安心してご相談いただけます。

報酬

顧問報酬、診断報酬、講演料など各業務により異なりますが、ご依頼の方の立場に立って親身にご相談に応じます。

（社）日本労働安全衛生コンサルタント会

〒108-0014 東京都港区芝4-4-5 三田労働基準協会ビル5F
TEL.03-3453-7935 FAX.03-3453-9647
<http://www.jashcon.or.jp> E-mail info@jashcon.or.jp

労働安全衛生法第87条に基づき設立されたわが国唯一の公益法人です（昭和58年4月創立）。厚生労働大臣または指定登録機関の登録を受けた労働安全コンサルタントおよび労働衛生コンサルタントを会員として構成されています（約2,700名）。47都道府県に支部があります。

労働安全衛生コンサルタント制度 推進月間実施のお知らせ

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会は、労働安全・労働衛生コンサルタントが労働大臣(当時)に最初に登録された6月15日を「労働安全衛生コンサルタントの日」と定めています。本会では、この日を中心に、事業として労働安全衛生コンサルタント制度推進月間を全国的に展開しています。この機会に、みな様の職場における安全衛生改善計画にぜひ労働安全・労働衛生コンサルタントをご活用下さい。

実施 時期

推進月間 毎年6月1日から6月30日
準備月間 毎年4月1日から5月31日

後援

厚生労働省	港湾貨物運送事業労働災害防止協会
中央労働災害防止協会	林業木材製造業労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会	鉱業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会	
安全衛生技術試験協会	日本クレーン協会
全国社会保険労務士会連合会	ボイラ・クレーン安全協会
日本技術士会	産業安全技術協会
労働者健康福祉機構	仮設工業会
全国労働基準関係団体連合会	建設荷役車両安全技術協会
日本ボイラ協会	
日本医師会	日本作業環境測定協会
日本歯科医師会	全国労働衛生団体連合会

実施者

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会
本会都道府県各支部
会員：労働安全コンサルタント／労働衛生コンサルタント



(社)日本労働安全衛生コンサルタント会

JAPAN ASSOCIATION of SAFETY and HEALTH CONSULTANTS

〒108-0014 東京都港区芝 4-4-5 三田労働基準協会ビル 5F

TEL. 03-3453-7935 FAX. 03-3453-9647

<http://www.jashcon.or.jp> E-mail : info@jashcon.or.jp

ご不明な点は本部、または下記にご照会下さい。

〒300-0032 茨城県土浦市湖北2-4-5

(社)日本労働安全衛生コンサルタント会
茨城支部 事務局

社会保険労務士 藤原事務所
労働安全コンサルタント

藤原 歳郎

TEL 029-824-0130 FAX 029-804-3139

E-mail: fujiiwara.jimusyo@gmail.com